



高井・岡芹法律事務所
Takai Okazeri Law Firm

新型コロナウイルスによる緊急状況下における 従業員対応の注意点

高井・岡芹法律事務所上海代表処
首席代表・弁護士 五十嵐 充

2020年2月28日(金)



高井・岡芹法律事務所

- ・1973年：高井伸夫法律事務所（2010年、高井・岡芹法律事務所に改称）を東京に開設
- ・1999年：上海代表処を設立
- ・事務所開設以来、一貫して使用者側に立つ労働法・労働問題の専門事務所として労使を巡る諸問題に取り組む。



・新型コロナ感染拡大に伴う中国政府の対応

- 国务院办公厅关于延长2020年春节假期的通知
(http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-01/27/content_5472352.htm)

・新型コロナ感染拡大に伴う中国地方政府の対応

- 上海市人民政府关于延迟本市企业复工和学校开学的通知
(<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2315/nw43978/u21aw1423601.html>)
- 北京市人民政府关于在新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控期间本市企业灵活安排工作的通知
(http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202001/t20200131_1622070.html)



・緊急事態下における労務関連の通達

- 人力资源社会保障部办公厅关于妥善处理新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控期间劳动关系问题的通知
(http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/27/content_5472508.htm)

→疫病の影響で生産経営が困難となる場合、労働者と協議一致の方法により報酬調整、シフト制、勤務時間の縮小等の方法で仕事を維持し、人員削減をしない又は、少人数のみの削減にとどめる方向で努力しなければならない。

→営業停止・生産停止が一賃金支払い周期内である場合、労働契約に定められる基準に従って賃金を労働者に支給しなければならない。生産停止が一賃金支払い周期を超える場合、従業員が正常な労働を提供したときは、企業が支給する給料は当地最低賃金の基準を下回ってはならない。従業員が正常な労働を提供しなかった場合、企業は生活費を支払わなければならない、生活費基準は各省、自治区、直轄区の規定に従う。



・緊急事態下における労務関連の通達

- 上海市人力资源和社会保障局关于延迟企业复工相关问题，市人社局权威解答
(https://rsj.sh.gov.cn/201712333/xwfb/zxdt/01/202001/t20200128_1302972.shtml)

→仕事復帰の遅延が疫病予防・抑制の需要から生じた場合、この数日間は休暇日に属する。休暇を取得する従業員に対して、企業は労働契約で約定した基準で報酬を支払う。保障等の任務を担って勤務する従業員に対して、休暇日の時間外勤務とみなして代休または規定に基づいて割増賃金を支払う。俗に言う、2倍の賃金である。



感染が疑われる等の従業員への対応

- ・ 人力资源社会保障部办公厅关于妥善处理新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控期间劳动关系问题的通知
(http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/27/content_5472508.htm)

→ 新型コロナウイルスに感染した肺炎患者、疑似患者、密接接触者に関して、その隔離治療期間または医学観察期間及び政府が実施した隔離措置もしくはその他の緊急措置で正常な労働を提供できない企業従業員に対しては、企業は従業員のその期間内の仕事報酬を支払うものとする。



会社の操業停止期間中の賃金

- ・ 人力资源社会保障部办公厅关于妥善处理新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控期间劳动关系问题的通知
(http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/27/content_5472508.htm)

→ 営業停止・生産停止が一賃金支払い周期内である場合、労働契約に定められる基準に従って賃金を労働者に支給しなければならない。生産停止が一賃金支払い周期を超える場合、従業員が正常の労働を提供したときは、企業が支給する給料は当地最低賃金の基準を下回ってはならない。従業員が正常の労働を提供しなかった場合、企業は生活費を支払わなければならない、生活費基準は各省、自治区、直轄区の規定に従う。。

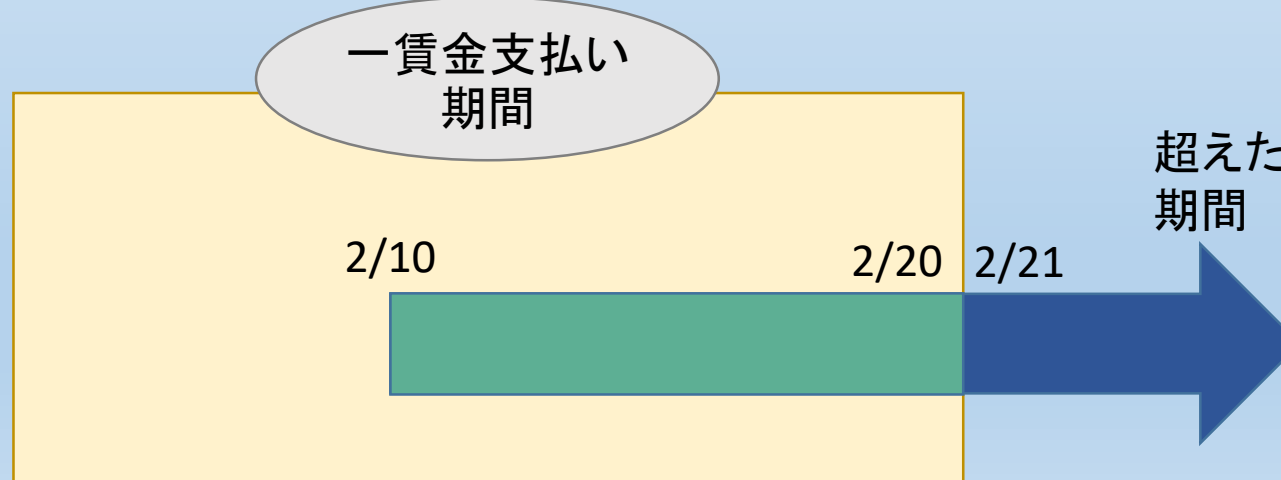
- ・ 工资支付暂行规定 (www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/zcfg/flfg/gz/201705/t20170522_271150.html)
- ・ 北京市工资支付规定 (http://www.beijing.gov.cn/zfxxgk/110001/szfl/2003-12/22/content_8764bd3fb38443d3b103396455790cc7.shtml)
- ・ 辽宁省工资支付规定 (http://rst.ln.gov.cn/zxzx/ldgx/201507/t20150729_1788843.html)
- ・ 上海市企业工资支付办法 (<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw47969.html>)
- ・ 广东省工资支付条例 (http://www.gd.gov.cn/zwgk/zcfgk/content/post_2532357.html)



「一賃金支払い期間」の算定@北京

《北京市工资支付规定(http://www.beijing.gov.cn/zfxxgk/110001/szfl/2003-12/22/content_8764bd3fb38443d3b103396455790cc7.shtml)》

第二十七条:労働者の原因によらない企業の営業停止・生産停止が一賃金支払い周期内である場合、雇用主は正常労働提供の基準に基づき給与を支給しなければならない。一賃金支払い周期を超える場合、労働者の提供した労働に基づき、双方の新しい合意に従って賃金を支給できる。但し、本市が定める最低賃金を下回ってはならない。雇用主が労働者に業務を手配しない場合、本市が定める最低賃金の7割を下回らない基本生活費用を支給しなければならない。

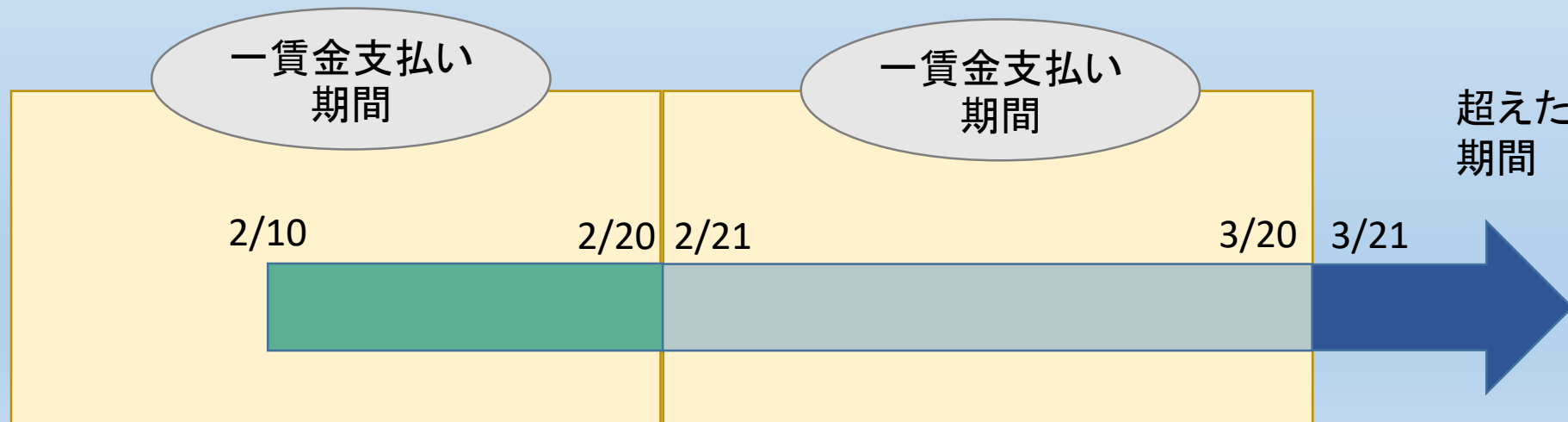




「一賃金支払い期間」の算定@上海

《上海市企业工资支付办法(<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw47969.html>)》

第十二条: 企業の営業停止・生産停止が一つの賃金支給周期内である場合には、企業は労働契約に定められる基準に従って賃金を労働者に支給しなければならない。一つの賃金支給周期を超える場合には、企業は、労働者が提供した労働に基づき、双方の新しい合意に従って賃金を支払う。但し、本市が定める最低賃金を下回ってはならない。





従業員に対する安全配慮義務

- ・会社は、労働契約に基づいて当然従業員に対して安全配慮義務を負う。
→業務遂行の過程で、従業員が新型コロナウイルスに感染した場合、会社は安全配慮義務違反を理由に、損害賠償義務を負う可能性がある。
- ・北京市人民政府关于进一步明确责任加强新型冠状病毒感染的肺炎预防控制工作的通知
(http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zfwj/zfwj2016/szfwj/202001/t20200131_1621864.html)
- ・深圳市企业复工及新型冠状病毒感染的肺炎预防控制指引
(<http://www.sz.gov.cn/attachment/0/409/409146/6696590.docx>)



従業員に対する安全配慮義務

- ・従業員が新型コロナウイルスに感染した場合
 - 従業員情報を速やかに医療機関等に通知する必要あり(中国伝染病予防法31条)
 - 地方政府は、感染場所(職場等)を閉鎖し、感染場所で働く従業員を隔離する措置をとることができる(同法41条)
 - 隔離期間中の従業員給与は、通常出勤したものとして支払う必要あり(同条)
- ・中华人民共和国传染病防治法(http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62975.htm)
- ・中华人民共和国传染病防治法实施办法(http://www.gov.cn/flfg/2005-08/06/content_21031.htm)



新型コロナウイルス感染拡大に伴う人員整理

- ・新型コロナウイルスに感染したこと等を理由とする欠勤を理由に、従業員を直ちに解雇することは許されない

(广东省高级人民法院关于依法审理新冠肺炎疫情防控期间民事行政案件的通告

<http://www.gdcourts.gov.cn/index.php?v=show&cid=227&id=55193>)

- ・政府による隔離措置等とは無関係に、従業員が自己の判断で出社を拒否した場合、会社は積極的に従業員を説得し、それでも正当な理由なく業務復帰を拒否するときは、法に基づいて解雇することができる(人力资源社会保障部 全国总工会 中国企业联合会/中国企业家协会 全国工商联 关于做好新型冠状病毒感染肺炎疫情防控期间稳定劳动关系支持企业复工复产的意见

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/202002/t20200207_358328.html)



新型コロナウイルス感染拡大に伴う人員整理

- ・
- ・新型コロナウイルスの感染と無関係の懲戒解雇や契約期間満了に伴う契約終了は可能である
- ・従業員が政府による隔離措置期間中に契約期間が満了する場合、隔離期間終了まで労働契約が自動延長される

(人力资源社会保障部办公厅关于妥善处理新型冠状病毒感染的肺炎疫情防控期间劳动关系问题的通知

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/27/content_5472508.htm)



新型コロナウイルス感染拡大に伴う人員整理

予告不要解雇(労働契約法39条)

- ①試用期間中に採用条件の不適合が証明された場合
- ②雇用主の規則制度に著しく違反した場合
- ③著しい職務怠慢、不正行為により雇用主に重大な損害を与えた場合
- ④労働者が同時に他の雇用主と労働関係を確立し、本雇用主の業務の完成に甚だしい影響を与えたか、又は雇用主が指摘しても是正を拒否した場合
- ⑤詐欺又は脅迫の手段又は雇用主の危機に乗じるなど、真意に背く状況下で、雇用主に労働契約を締結または変更させたことにより労働契約が無効とされた場合
- ⑥法により刑事責任を追及された場合

予告解雇(労働契約法40条)

- ①労働者が私傷病により、医療期間満了後に元の業務に従事することができず、雇用主が別途手配した他の業務にも従事できない場合
- ②労働者が業務に堪えることができず、研修又は職務調整を経てもなお業務に堪えることができない場合
- ③労働契約締結時に依拠した客観的な状況に重大な変化が生じたことによって、元の労働契約を履行できなくなり、当事者の協議を経ても労働契約の変更について合意に至らなかった場合



ご清聴ありがとうございました。

高井・岡芹法律事務所上海代表処

上海市人民路998号金天地国際大廈1205室

TEL +86-21-6326-3726 E-MAIL : nobuo@takai-shanghai.com

高井・岡芹法律事務所東京オフィス

東京都千代田区九段北4-1-5市ヶ谷法曹ビル902室

TEL 03-3230-2331 E-MAIL : global@law-pro.jp